

最高裁秘書第3345号

令和元年6月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2279号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和27年11月15日付け最高裁総二第136号総務局長事務取扱依命通達
「下級裁判所における法廷等の警備体制について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

下級裁判所における法廷等の警備体制について

昭和27年11月15日総二第136号高等裁判
所長官、地方、家庭裁判所長あて総務局長事務取
扱依命通達

下級裁判所における法廷等の警備体制をととのえるため、警備に関する事務の分掌、法廷警備員の配属と職務等について、左記のとおり定められましたから、これに従つて取り扱つて下さい。

記

第一 法廷等の警備に関する事務の分掌（省略）

第二 法廷警備員の配属と職務

法廷警備員は、訟廷課（または刑事訟廷課）（註、昭二九年規則八号により訟廷課は廃止され、警備係は総務課に配属）の警備係に配属し、その職務内容は左のとおりとする。

（一）裁判所法第七十一条第二項および第七十二条第一項、第三項の規定に基く裁判所または一人の裁判官の命令等の執行に関する事務

（二）法廷等の秩序維持に関する法律第三条第二項の規定による拘束命令の執行に関する事務

（三）規則第二条の規定による警備のうち、法廷の秩序維持または裁判所もしくは裁判官の職務の執行に対する妨害を防ぐために必要な警備に関する事務

第三 警備の一元化

高等裁判所、地方裁判所および家庭裁判所の長、その委任を受けた裁判官または簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官は、第一に掲げる事項を実施するについて必要があると認めるときは、その事項に関する事務を所管する課の長に規則第一条の規定による命令および第二条の規定による法廷の秩序維持等に必要な警備の命令を受けた職員および守衛を指揮監督させることができるものとする。